

小坪小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月24日 策定
令和8年4月一部改訂
逗子市立小坪小学校

【いじめ防止基本方針 策定の目的】

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもある極めて重要な課題である。逗子市立小坪小学校いじめ防止基本方針は、逗子市いじめ防止基本方針等に基づき、本校の全職員が「いじめはどの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない」という考えに基づき、学校全体で取り組むべき課題として「いじめ防止基本方針」を策定した。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。（平成26年神奈川県いじめ防止基本方針より）

【いじめ防止のための基本姿勢】

- ①「いじめは絶対許さない」という認識を共有する
- ②保護者・地域・関係機関と連携をする
- ③互いに認め合う、また援助的、親和的な学級・学校を目指す
- ④自他の「いのち」を大切にし、決していじめをしない心を育む教育活動に取り組む
- ⑤すべての子どもが安心できる環境と居場所をつくる

1、小坪小学校におけるいじめの防止等の取組について

いじめの防止に向け、「授業づくり」「集団づくり」「学校づくり」を進める。

- 人権教育を推進し、一人ひとりの違いを認め合い、誰もが安心・安全に過ごせる学級づくり・集団づくりに努める。
- 児童の思いやりを育む道德教育の充実を図る。
- 全ての児童生徒に対して、挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通して教職員及び学校との信頼関係をつくっていく。子どもたちが安心して学校で生活できる環境づくりを行っていくことで、いじめが起きない学校・学級を目指す。
- 児童に対して、日頃より「いじめは絶対に許さないという学級・学校づくり」を呼びかけるとともに、いじめに関する学校としての姿勢を、保護者・地域へもしっかりと周知する。
- 保護者との連携を図る。

- インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- 日々の授業だけでなくあらゆる教育活動を通して、児童の自己有用感や自己肯定感を醸成することに努める。

いじめの早期発見

①児童理解

- 日々の児童の様子を観察に心がけ、いじめに繋がる行為を見逃さず、教職員間での情報共有を常に行っていく。
- 定期的にスクリーニングを実施し、複数の教員で児童の理解を深める。その中でいじめに繋がる行為を早期発見し、スクリーニング会議を実施する。
- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見につなげる。
- いじめに対する研修等を行い、教職員の指導力・資質向上に努める。

②生活アンケート調査等の実施

- 学校独自で実施する生活アンケート・いじめアンケート等を有効に活用し、「いじめ」の実態がないかを把握する資料とする。
- いじめではないかと疑われるような結果が出た場合には、速やかにチームとしてその実態把握に努め、指導につなげる。

③教育相談の実施

- 教育相談を通して、教職員と児童・保護者との信頼関係を形成する。
- 日常生活の中で教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- 相談の窓口があることを普段より子どもたちに周知するとともに、相談しやすい環境づくりに努める。
- 定期的に教育相談期間を設け、年に2回全児童を対象に教育相談を実施する。

いじめに対する措置

- 正確な実態把握に努め、チームとしての指導体制と方針を決定する。
いじめと見られる行為を認めたときは、必ずチームとして対応し、速やかに被害児童、加害児童、関係児童等から話を聞くような体制を整える。
- 被害児童・情報を提供した児童への支援を行い、確実に安全を確保する。
- 学校全体で情報共有を図り必要な組織体制（チーム支援）をとり、児童の指導にあたる。
 - ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取り組みを実施する。
 - ・再発を防止するため、いじめを行った児童への指導と、その保護者との連携を図りながら再発を防止する為の指導を行う。
 - ・学級の児童に対して見て見ぬ振りをしていることは、いじめの助長になることに気付かせる。

- ・いじめを発見したら、教師や友達に知らせてすぐにやめさせることを徹底する。また、友達のいいなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。
- ・ネットいじめが発見された場合には、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

- 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、事案の解決に努める。
- 教育委員会に詳細を報告し、必要に応じて、関係機関とも連携し対応する。

相談体制やカウンセリング体制の充実

- 児童指導支援部、教育相談コーディネーター（CO）、児童指導担当、スクールカウンセラー（SC）等、関係分掌・担当者を中心に、全教職員で情報を共有し理解を図り、組織として対応する。

2、「いじめ防止検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討会議」を設置し、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

（1）構成

管理職、児童指導担当、教育相談コーディネーター、当該、関係児童の学級・学年担任が参加する。

※必要に応じて養護教諭・児童指導支援部教諭（特別支援学級担任含む）SCやSSW等外部の関係機関が参加

（2）内容

いじめに関する相談・通報への対応

いじめの判断と情報収集

いじめ事案への対応検討・決定・報告

3、重大事態の判断と対応

【重大事態とは】

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 当該児童や保護者から重大事態にかかる申し出があったとき

学校いじめ対策組織について

- 学校が主体となって調査を行う場合、以下の構成員を母体として行う。
- 管理職、児童指導担当、教育相談コーディネーター、当該、関係児童の学級・学級担任が参加する。
- 必要に応じて養護教諭・児童指導支援部教諭（特別支援学級担任含む）SCやSSW等外部の関係機関が参加
- 構成員については、事案内容により必要に応じて市教育委員会と検討し、校長が任命する。
- 構成員として、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

情報提供及び調査結果の報告

- 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、経過報告を含め、適時・適切に情報提供・説明をする。
- 市教育委員会を通じて、市長へ調査結果を報告する。
- 調査結果を報告する際、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合は、調査結果に係るいじめを受けた児童やその保護者の所見をまとめた文書を添えて、報告する。
- いじめの実態について、必要に応じて保護者・地域へも周知する。必要に応じて学校・警察連携制度を活用する。ただし、関係した児童の人権等に十分に配慮し、可能な範囲の内容での周知とする。